

国会

ベトナム社会主義協和国
独立 - 自由 - 幸福

第 12/2012/QH13 号

ハノイ, 2012 年 6 月 20 日

労働組合法

決議第 51/2001/QH10 号に従い修正、追加された 1992 年ベトナム社会主義協和国憲法に基づき、
国会は、労働組合法を公布する

第1章 総則

第 1 条 労働組合

労働組合は、従業員や労働者層の大きな政治・社会組織として自主性の原則の下で設立され、ベトナム社会主義共和国の政治体制の一員となる。また、労働組合は、従業員、公務員、委員や労働者(以下「労働者」という)の代理人となり、国家機関、経済組織及び社会組織労働者の法的な権利及び利益を管理し、保護する責任を負う。

労働組合は、国家の管理、経済社会の管理、若しくは国家機関及び組織、機関、企業の監督、調査、監視を受けるほか、労働者に対して自己の知識、職業技能の向上、法令の遵守、ベトナム社会主義共和国の建設及び防衛のための啓蒙、教育を行う組織である。

第 2 条 適用範囲

この労働組合法は、以下のことを定める。

- ・ 労働者の労働組合を結成し、これに加入し活動する権利
- ・ 労働組合及び労働組合の組合員の役割、権利、責任
- ・ 労働組合に対する国の責任又は労働を使用する国家機関、組織、企業の責任
- ・ 労働組合活動の保障
- ・ 労働組合の紛争及び労働組合に関する法律違反の処分

第 3 条 適用対象

本法は、全ての各級の労働組合、国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治社会

・職業組織、社会・職業組織、その他の労働法の定めに従って労働者を雇用する機関、組織、企業又は労働組合の組織及び活動に関係するベトナム国内における外国機関、外国組織、国際的な組織（以下「機関、組織、企業」という）、労働組合の組合員、労働者に適用される。

第4条 用語解釈

この法律において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 「労働組合の権利」とは、労働者、労働組合員の労働組合の結成、加入、活動の権利、及び法律の定め、管轄機関の規則に準じる労働組合体系の権利をいう。
2. 「企業内労働組合」とは、1社若しくは複数の機関、組織、企業の労働組合員が集まった組織で、法律の定め及びベトナム労働組合の定款に従って企業内労働組合の上級労働組合により認められた労働組合の下部組織をいう。
3. 「企業内労働組合の上級労働組合」とは、労働組合体系の一部であって、法律の定めとベトナム労働組合の定款に従って企業内労働組合の設立を認可し、当該組合の活動を指導すると共に、各企業内労働組合と連携を持つ責任を負う上級組織をいう。
4. 「専従で労働組合活動を行う労働組合幹部」とは、常に労働組合体系の活動を行うため、採用、任命された組合員をいう。
5. 「非専従で労働組合活動を行う労働組合幹部」とは、労働組合大会、各級の労働組合の会議により任命された他の業務と兼業する労働者又は労働組合執行委員会により労働組合の副委員長以上の職位に任命された労働者をいう。
6. 「雇用主」とは、法令に従って労働者の採用、雇用、及び賃金の支払いをする機関、組織、企業をいう。
7. 「労働組合の権利に関する紛争」とは、労働者、労働組合員、労働組合と雇用主との間で発生した労働組合の権利の履行に関する紛争をいう。
8. 「ベトナム労働組合の定款」とは、労働組合の方針、目的、組織及び活動の原則、各級の労働組合及び労働組合員の権利、責任に関する法的な文書であり、当該文書はベトナム労働組合大会で認められたものとする。

第5条 労働組合の結成、加入、活動の権利

1. 機関、組織、企業に就労しているベトナム人労働者は、労働組合を結成し、これに加入し活動する権利を有する
2. 労働組合の設立、加入、活動の手続きはベトナム労働組合の定款に従う。

第6条 労働組合の組織及び活動に関する原則

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 労働組合は、自主性の原則の下で設立され、合議・民主の原則に基づいて組織及び活動するものとする。
2. 労働組合は、ベトナム労働組合の定款に基づいて組織され、活動し、党の方針、主張、政策及び国の法令を満たすものとする。

第7条 労働組合の組織体系

労働組合の体系は、各級の労働組合を含みベトナム労働総同盟及びベトナム労働組合の定款に準じる。

企業内労働組合は、国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治社会・職業組織、社会・職業組織、その他の労働に関する法令に基づいて労働者を雇用する機関、組織、企業又はベトナム国内における外国機関、外国組織、国際的な組織の内部で構成されるものとする。

第8条 労働組合に関する国際協力

労働組合に関する国際協力は、ベトナムの法令及び国際慣例に従って、平等性、独立尊重、国家主権を保護する原則の下で行われる。

各級の労働組合が国際労働組合に加入する場合は、関連法令及びベトナム労働組合の定款に準じる。

第9条 禁止行為

1. 労働組合の権利行使を妨害する若しくは困難を与えること。
2. 労働者が労働組合を設立したこと、又は労働組合活動に加入したことを理由に、労働者を差別する若しくは労働者の利益に損害を与えること。
3. 経済的手段その他の手段を用いて、労働組合の組織及び活動に干渉すること。
4. 違法行為を行う或いは労働組合の権利を利用して国家の利益及び機関、組織、企業、個人の正当な権利、利益を侵害すること。

第2章 労働組合及び組合員の権利、責任

第1節 労働組合の権利、責任

第10条 労働者の代理人となり、労働者の法的な権利及び利益を保護すること。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 労働者に対し、労働契約及び雇用契約の締結、履行の権利、責任に関して指導し、法律相談を行う
2. 労働者の代理人として、集団労働協約の交渉及び署名のほか労働協約の履行状況を監視する。
3. 雇用主が企業内の賃金体系、等級別賃金体系及び労働ノルマを設定する時には、これに参加する。また、賃金体系、等級別賃金体系、労働ノルマ、その他の賃金支払い規制及び賞与制度、就業規則等の遵守状況を監視する。
4. 労働者の権利及び義務に関する問題を解決するために雇用主と直接対話を行う。
5. 労働者への法律相談を行う。
6. 管轄機関、関連組織、個人が労働紛争を解決する時には、これに参加する。
7. 労働者集団若しくは労働者個人の正当な権利、利益が侵害された場合、管轄機関、組織に陳情する。
8. 労働者集団の合法的な権利、利益が侵害された場合、当該労働者集団の代理人として裁判所へ提訴する。また、自己の正当な権利、利益が侵害された労働者の要求により、当該労働者の代理として裁判所へ提訴する。
9. 労働者集団或いは労働者の正当な権利、利益を保護するために、当該労働者集団及び労働者の代理人として労働、行政、企業倒産に係る告発を行う。
10. 法令に従ってストライキを組織し指導する。

政府は、ベトナム労働総同盟と協議した上、本条を具体的に定める。

第 11 条 国家管理、経済社会管理への参加

1. 国家機関が経済社会、労働、職業、賃金、社会保険、健康保険、労働保護に関する政策、法令、また、労働組合の組織、労働者の権利と義務に関する法律を制定する際には、これに参加するものとする。
2. 労働保護及び科学技術の研究と適用、ならびに労働安全、労働衛生の基準の制定に関して国家機関と協力するものとする。
3. 国家機関が社会保険、健康保険を管理し、法令に従って労働者及び労働者集団の苦情、告発を解決する際には、これに参加する。
4. 機関、組織、企業内における調和の取れた安定及び進歩的な労働関係を築くことに参加する。
5. 機関、組織、企業内における民主的な原則の構築及び執行に参加する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

6. 産業別、地域別、及び機関、組織、企業別の各部門で行われる競技会、試験に関して協力する。

政府は、ベトナム労働総同盟と協議した上、本条を具体的に定める。

第12条 法律、条例の提案及び政策、法令の制定に関する陳情

1. ベトナム労働総同盟は、国会若しくは国会常務委員会へ法律、条例を具申する権利を有する。

2. 各級の労働組合は、管轄機関へ労働組合の組織、労働者の権利及び義務に関する政策、法律の制定、修正、追加等を陳情する権利を有する。

第13条 会議、勉強会への出席

ベトナム労働総同盟の委員長及び各級の労働組合の委員長は、同級的な機関、組織により行われる労働者の権利及び義務に係る会議、勉強会に出席する権利、責任を負う。

第14条 機関、組織、企業の活動の監督、調査、監視に参加する

1. 国家機関が労働および労働組合、公務員、社会保険、健康保険に関する体制、政策、法令、その他労働者の権利、利益に関する法律の履行状況を監督、調査、監視する場合には、これに参加する。また、労働災害、職業病の調査にも参加する。

本条第1項に従う監督、調査、監視に参加する場合、労働組合は次に掲げる権利を有する。

a) 機関、組織、企業に対し、係る問題に関する情報、証憑類の提出、説明を求めることができる。

b) 欠点の改善、違法の防止、問題の解決、法律違反行為の処罰に関する方策を陳情することができる。

c) 職場において、労働者の健康又は生命に係わる危険が発生する恐れがある場合、労働組合は、労働の安全を確保するために、機関、組織、企業若しくは個人にかかる危険を排除する措置または活動停止を求めることができる。

第15条 労働者への啓蒙、教育

1. 労働者に対し、党の方針、主張、政策、労働組合及び労働者に関する法令を啓蒙する

2. 労働者の向学心、政治・文化・専門的な知識、職業技能及び法律、機関・組織・企業の規則の遵守意識を向上させるための啓蒙、教育を実施する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 労働者に対し、節約、無駄をなくす、また汚職を排除するための啓蒙、教育を実施する。

第16条 労働組合の組合員の増加と企業内労働組合の設立

1. 労働組合は、機関、組織、企業内の労働組合及び組合員を組織する権利、責任を負う。
2. 企業内労働組合の上級労働組合は、労働組合の結成、加入、活動に係ることに
関して労働者に啓蒙、教育する労働組合幹部を任命し、機関、組織、企業へ派遣する
権利、責任を負う。

第17条 機関、組織、企業内の労働者に対する企業内労働組合の上級労働組合の権利及び責任

企業内労働組合が結成されていない機関、組織、企業において、企業内労働組合の上級労働組合は、労働者の要請を受けて労働者の代理人となり、労働者の法的な権利及び利益を保護する権利、責任を負う。

第2節 労働組合の組合員の権利及び責任

第18条 労働組合の組合員の権利

1. 労働組合に個人の代弁、法的な権利や利益に関する保護を依頼することができる。
2. 労働組合の業務に関して得た情報の検討、意見交換そして議決することができる。
また、労働組合に関する法令、党の方針、主張、政策の情報、労働組合の規定に関して
情報を取得する権利を有する。
3. ベトナム労働組合の定款に従う労働組合の指導者の候補を立てて選挙を行う。また、
労働組合幹部に対する質疑応答や違法行為をした労働組合幹部に対する懲戒処分を要求
することができる。
4. 労働組合から労働及び労働組合に関する法律の無料相談を受けることができる。
5. 疾病若しくは困難に遭遇したときは、労働組合から職業の斡旋、職業訓練に関して
支援を受けることができる。
6. 労働組合が主催する文化、スポーツ、旅行などの活動に参加することができる。
7. 機関、組織、企業の労働者に対する制度、政策、規定に関して労働組合に陳情する
ことができる。

第19条 労働組合の組合員の責任

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. ベトナム労働組合の定款、議決に従い、労働組合の活動に参加し、健全な労働組合を構築すること。
2. 政治、文化、専門的な知識及び職業技能を向上させて労働者の資質のグレードアップを図り、憲法と法律の遵法精神を持って就労かつ生活すること。
3. 同僚と団結し、同僚に対して知識、職業技能の向上、効率的な就労についてお互い協調していく。また、労働者と労働組合の法的な権利、利益を保護すること。

第3章 労働組合に対する国家、機関、組織、企業の責任

第20条 労働組合と国家、機関、組織、企業との関係

労働組合と国家、機関、組織、企業との関係は、相互的な協力関係であって、法律に従ってそれぞれの当事者の役割、権利、責任を履行し、調和の取れた安定的な労働関係の構築に寄与することである。

第21条 労働組合に対する国家の責任

1. 労働組合が法律の定めに従い役割、権利、責任を履行するための適切な条件を保障し、支援をすること。
2. 労働、労働組合に関する法令及び労働組合の組織、労働者の権利、利益に関する法令の啓蒙、公開、教育を行う。また、労働組合に関する法律の適用を監督及び監視し、労働組合法令の違反に関して処罰を科す。労働組合と協力し、労働者の法的な権利、利益に関する管理及び保護を行う。
3. 労働組合の組織及び労働者の権利、利益に係る政策、法令を制定するときは、労働組合と協議すること。
4. 労働組合と協力すると共に、労働組合が国家や経済社会からの管理を受けると及び労働者の代理人として法的な権利、利益を保護するための適切な条件を整備すること。

第22条 労働組合に対する機関、組織、企業の責任

労働組合と協力し、法令の定めに従い、それぞれの当事者の役割、権利、義務を履行すること。

労働者の労働組合の結成、加入、活動のための適切な条件を整備すること。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 同級の労働組合と協力し、協力体制を築き活動すること。
- 4 企業内労働組合を承認し、当該労働組合が法律の定めに従って権利、責任を遂行できるよう適切な条件を整備すること。
5. 労働組合から要求があった場合、機関、組織、企業の組織及び活動に関する全ての正確な情報を即ちに提供すること。
6. 労働組合と協力し、集団労働協約及び企業内の民主的な規定に関して意見を交換した上で交渉、署名、執行を行うこと。
7. 労働者の権利、義務について決める前に同級の労働組合と協議すること。
8. 労働組合と協力し、労働紛争及び労働法令の適用に関する問題を解決すること。
9. 本労働組合法の第 24 条、第 25 条、第 26 条の定めの下で労働組合及び労働組合幹部の組合活動を保障し、また、労働組合費を拠出すること。

第4章 労働組合の活動に関する保障

第 23 条 労働組合の組織及び労働組合幹部に関する保障

1. 法律の定めに従って役割、権利、責任を遂行するために、各級の労働組合は、組織、活動を行う幹部、公務員の人数が保障される。
2. ベトナム労働総同盟は、労働組合の体系及び労働組合幹部の役職に係る草案を管轄機関へ報告するか若しくは管轄範囲内で決定すること。
3. 労働組合の幹部を管理する機関は、企業内労働組合の規模、義務、従業員数に応じて、専従で労働組合活動を行う労働組合幹部の人数を決定し、配置すること。

第 24 条 労働組合活動の条件に関する保障

1. 機関、組織、企業は、労働組合が活動するために必要な活動施設を供与する責任を負う。
2. 労働組合幹部が非専従で労働組合活動を行う場合、当該労働組合幹部は、勤務時間の一部を労働組合活動に使用する権利を有する。企業内労働組合の委員長若しくは副委員長は、一月に勤務時間内の 24 時間、また、労働組合執行委員会の委員、労働組合のリーダー又は、サブリーダーは、一月に勤務時間内の 12 時間を労働組合活動に充てることができるものとし、労働組合活動に充当した時間についても通常の賃金が支払われるものとする。非専従の労働組合幹部が労働組合活動を行う時間

の増加は、機関、組織、企業の規模に応じて、企業内労働組合執行委員会と雇用主との協議によって定められるものとする。

3. 非専従で労働組合活動を行う労働組合幹部は、賃金を減額されることなく、上級労働組合が主催する会議、勉強会に参加するために職場を離れることができる。会議、勉強会の参加期間中の交通費及び日常生活費は、上級労働組合により支払われるものとする。

4. 非専従の労働組合幹部は、雇用主から通常の賃金の支払いを受けるほか、ベトナム労働総同盟の定めに従って労働組合における責任手当を受けることができる。

5. 専従で労働組合活動を行う労働組合幹部は、労働組合基金より賃金の支払いを受けるほか、企業内の就業規則又は労働協約に従い、企業内の他の労働者と同様の団体福祉給付金を受けることができる。

第 25 条 労働組合幹部の保障

1. 労働者の労働契約は満了したが、当該労働者が兼業している非専従の労働組合活動が継続している場合、組合活動完了まで労働契約を期間延長しなければならない。

2. 非専従で労働組合活動を行う労働組合幹部に対し、企業内労働組合執行委員会若しくは企業内労働組合の上級労働組合執行委員会の合意がない限り、雇用主は労働契約を一方的に解除することはできない。また、解雇、退職の強要、配置転換をしてはならない。両当事者間で協議することができない場合、両当事者は管轄機関へ報告しなければならない。雇用主は管轄機関へ報告してから 30 日以降に契約解除ができるが、自らの決定に責任を負わなければならない。

3. 機関、組織、企業による労働契約の不当な解除、不当な退職強要又は不当解雇された非専従の労働組合活動を行う労働組合幹部について、労働組合は管轄機関に提訴する責任を負う。依頼を受けた労働組合は、労働組合幹部の法的な権利及び利益を保護するために労働組合幹部の代理人となり、裁判所に提訴すると共に、転職を支援し、ベトナム労働総同盟の規則に従って雇用中断期間中の補助金を出すものとする。

第 26 条 労働組合の財源

労働組合の財源は、次の収入源を含む

1. ベトナム労働組合の定款に従う組合員からの組合費
2. 雇用主（機関、組織、企業）から支払われる給与から社会保険料を差し引いた賃金基本額の 2%
3. 国家予算からの拠出金又は補助金

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 労働組合の文化、スポーツ、経済等の活動及び国家主導で行われる案件により生じた金。また、国内若しくは外国の組織、個人からの支援金、補助金

第 27 条 労働組合の財務の管理及び運用

1. 労働組合は、ベトナム労働総同盟の規定、その他の関連法令に従って労働組合の財務を管理、運用する。

2. 労働組合の財務は労働組合の権利、責任の遂行及び労働組合の活動を維持する目的に運用されるものとする。具体的には以下のとおりである。

a) 党の方針、主張、政策又は国の法令の啓蒙、公表、教育の実施、若しくは労働者の専門的知識、職業技能の向上を図るため。

b) 労働者の代理人として労働者の法的な権利、利益を保護するための活動。

c) 労働組合員の勧誘、企業内労働組合の設立、健全な労働組合活動。

d) 労働組合主催の活動。

d) 党、国、労働組合組織の人材としての能力がある労働組合幹部若しくは優秀な労働者の育成。

e) 労働者に対する文化、スポーツ、旅行に係る活動。

g) 性に関する若しくは男女平等に係る活動。

h) 労働組合員又は労働者の疾病、妊娠出産、その他の危険や困難に遭遇した場合の支援、補助。

i) 優秀な労働者若しくは優秀な成績を収めた労働者の子供への褒賞。

k) 専従で労働組合活動を行う労働組合幹部への給与又は非専従で労働組合活動を行う幹部への手当て。

l) 各級の労働組合の活動資金

m) その他

第 28 条 労働組合の資産

労働組合の資産は、以下の財源より構成されるものとする。

- ・ 労働組合員からの組合費
- ・ 労働組合への資金

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 国家から所有権を移転された資産
- ・ その他（法令の規定に準じる資産）

ベトナム労働総同盟は、法律に定めに従って労働組合の資産を管理する権利、責任を負う。

第 29 条 労働組合の資産の調査、監視

1. 上級の労働組合は、法律及びベトナム労働総同盟の規則に従って、下級の労働組合の財務運用を指導し、運用状況の調査、監視を行う。
2. 労働組合の調査機関は、法律及びベトナム労働総同盟の規則に基づいて、労働組合の財務の運用及び管理状況を調査する。
3. 管轄機関は、法律に従って労働組合の財務の運用及び管理を監督、調査、監視し、会計監査を行う。

第5章 労働組合における紛争の解決と労働組合法違反に対する処分

第 30 条 労働組合の権利における紛争の解決

労働組合の組合員、労働者、労働組合と機関、組織、企業との間で起きた労働組合の権利における紛争の解決に関する管轄権及び解決方法は以下のとおりである。

1. 労働関係から発生した労働組合の権利及び責任における紛争に関する管轄権、解決方法は労働紛争解決の法令に準じる。
2. 他の関係から発生した労働組合の権利及び責任における紛争に関する管轄権、解決方法は紛争内容に関連する法令に準じる。
3. 雇用主が労働組合に対する責任を履行しなかった若しくは責任を拒否したことによる紛争の解決に関しては、企業内労働組合若しくは企業内労働組合の上級労働組合が管轄機関へ解決を依頼するか、又は法律に則って上級裁判所へ提訴する。

第 31 条 労働組合法令違反に関する処分

1. 本法の規定、その他の労働組合の権利に関する法令に違反した者（機関、組織、企業、個人）は、違反の程度に応じて、懲戒処分、罰金、損害賠償、若しくは法令の規定に従って刑事罰を受けるものとする。
2. 政府は、労働組合法令の違反行為に対する罰則を具体的に定める。

第 6 章 施行規則

第 32 条 施行効力

本法律は、2013 年 1 月 1 日に発効する。

1990 年に公布された労働組合法は本労働組合法の発効日から無効となる。

第 33 条 具体的な規定及び施行案内

政府は、この法の詳細を具体的に規定し、施行案内を行う。

本法律は、ベトナム社会主義共和国第 13 期国会第 3 会期において 2012 年 6 月 20 日に成立した。

国会議長

Nguyễn Sinh Hùng

グエン シン フン